

熊本県公報

第 1 1 6 4 2 号
平成 20 年 1 月 9 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○道路の供用開始	(道路保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○熊本県庁舎で使用する電気	(管財課) 2
○障害者自立支援法に基づく指定事業者の廃止	(障害者支援総室) 2
○ "	(") 3
○指定居宅介護支援事業所の指定	(高齢者支援総室) 3
○指定居宅サービス事業所の指定	(") 4
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 4
公 告	
○一般県道画図秋津線廃道敷の一般競争入札	(道路保全課) 4
○道路の位置指定	(建築課) 5
○ "	(") 5
○ "	(") 5
○建築士法違反に係る聴聞	(") 5
○熊本県庁舎で使用する電気	(管財課) 6
登 載 依 頼	
○交通信号機新設及び移設等設計委託 (No. 5)	(警察本部交通規制課) 8
○直接請求の連署基準数	(選挙管理委員会) 10
○ "	(") 10
○海区漁業調整委員会委員の直接請求に係る連署基準数	(") 11

告 示

熊本県告示第 6 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 20 年 1 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	上野田黒瀨線	阿蘇郡小国町大字黒瀨字玉洗 750 番 2 地先から 同町大字黒瀨字杉平向 682 番 7 地先まで	168.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 20 年 1 月 9 日

熊本県告示第 7 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町長崎字水迫 920、964 の 2、966 の 1 から 966 の 3 まで、968、969、972、975、982 の 6、982 の 15、982 の 18、986、字シイバ 994 の 1、995、996、998 の 1、998 の 2、999、1000、1001 の 1、1001 の 2、1002 の 1、1002 の 3

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字水迫 966 の 1・966 の 3・968・982 の 6・982 の 18・986・字シイバ 995・996・998 の 1・998 の 2・999・1000・1001 の 1・1001 の 2・1002 の 1 (以上 15 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 8 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 20 年 1 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び予定数量
熊本県庁舎で使用する電気 12,041,000 キロワット時
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3 の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 20 年 1 月 9 日(水)から平成 20 年 2 月 7 日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 21 年 9 月 30 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日まで行う。

熊本県告示第 9 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

平成 20 年 1 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
株式会社コムスン 熊本駅前ケアセンター 熊本市二本木三丁目 7-35	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号	平成 19 年 11 月 30 日	4310100112	居宅介護及び重度訪問介護

橋本貸事務所	樋口 公一			
株式会社コムスン 熊本ケアセンター 熊本市長嶺南 4-11-126	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 樋口 公一	平成 19 年 11 月 30 日	4312440078	居宅介護及 び重度訪問 介護
株式会社コムスン 健軍ケアセンター 熊本市東野 4-6-26KS ビルマ ンション 1 F	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 樋口 公一	平成 19 年 11 月 30 日	4312440086	居宅介護及 び重度訪問 介護
株式会社コムスン 山鹿ケアセンター 鹿本郡植木町豊田 481-1	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 樋口 公一	平成 19 年 11 月 30 日	4310500022	居宅介護及 び重度訪問 介護
株式会社コムスン 合志ケアセンター 合志市幾久富 1758-17	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 樋口 公一	平成 19 年 11 月 30 日	4312900014	居宅介護及 び重度訪問 介護
株式会社コムスン 御船ケアセンター 上益城郡御船町大字御船字町 園 912-1	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 樋口 公一	平成 19 年 11 月 30 日	4311400024	居宅介護及 び重度訪問 介護
株式会社コムスン 八代ケアセンター 八代市鏡町内田 432-1	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 樋口 公一	平成 19 年 11 月 30 日	4310200029	居宅介護及 び重度訪問 介護
株式会社コムスン 天草ケアセンター 天草市小松原町 12 番 19 号	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 樋口 公一	平成 19 年 11 月 30 日	4313000038	居宅介護及 び重度訪問 介護

熊本県告示第 10 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

平成 20 年 1 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
ケアセンターファミリー 熊本市九品寺三丁目 16-18 ス コーレ林田 1F	特定非営利活動法人 重度障害 者介護保障協会 熊本市八王寺町 19 番 9-105 号 田上 支郎	平成 19 年 10 月 31 日	4312440409	居宅介護及 び重度訪問 介護

熊本県告示第 11 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 1 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援センター虹の家 菊池郡大津町大林 479 番地	有限会社ライフサポート・レイ ンボー	平成 20 年 1 月 1 日

熊本県告示第 12 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 1 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション椿 八代市千反町一丁目 9 番 25 号	有限会社住心	平成 20 年 1 月 1 日

熊本県告示第 13 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 1 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション椿 八代市千反町一丁目 9 番 25 号	有限会社住心	平成 20 年 1 月 1 日

公 告**熊本県公告第 2 号**

県有財産を次のとおり売却する。

平成 20 年 1 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
上益城郡嘉島町大字下六嘉字菰原 1454 番 5
雑種地 546.18 平方メートル
最低売却価格 6,062,598 円
- 2 入札日時
平成 20 年 1 月 30 日（水）午後 1 時
- 3 入札場所
熊本県庁行政棟本館 10 階 1001 会議室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、予め次により入札参加申込書を提出しなければならない。
(1) 提出方法 持参又は郵送による。
(2) 提出期限 平成 20 年 1 月 23 日（水）午後 5 時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県土木部道路保全課
- 9 入札に参加しようとする者は、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書

- (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
- (1) 契約締結期限 平成20年2月13日(水)
- (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
- (3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館11階 熊本県土木部道路保全課
- (4) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)等を承知のうえ入札するものとする。
- (5) 問い合わせ先
熊本県土木部道路保全課(電話096-333-2495)

熊本県公告第3号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成20年1月9日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 築造者の住所 玉名市築地1165番地
- 2 築造者の氏名 田添清
- 3 道路の位置 玉名市築地字久保田234番3及び同235番3
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 65.80メートル
- 6 指定年月日 平成19年12月14日
- 7 指定番号 玉名景建第59号

熊本県公告第4号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成20年1月9日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 築造者の住所 水俣市南福寺1番70号
- 2 築造者の氏名 赤崎勇
- 3 道路の位置 水俣市江添字荒田1151番41、同1151番43及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.50メートルまで
- 5 道路の延長 35.00メートル
- 6 指定年月日 平成19年12月13日
- 7 指定番号 芦北企調建第12号

熊本県公告第5号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成20年1月9日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 築造者の住所 熊本市神水本町2番24号
- 2 築造者の氏名 尾畑武志
- 3 道路の位置 阿蘇市黒川字西村上1354番11及び同1354番18
- 4 道路の幅員 4.44メートルから4.86メートルまで
- 5 道路の延長 34.90メートル
- 6 指定年月日 平成19年12月18日
- 7 指定番号 阿蘇企調第12号

熊本県公告第6号

建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第2項及び同法第26条第3項の規定に基づく聴聞をつぎのとおり実施する。

平成20年1月9日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 聴聞の日時
平成20年1月10日(木)午後1時30分
- 2 聴聞の場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館902会議室
- 3 聴聞の主宰者
熊本県土木部建築課 建築審議員 吉永一夫

熊本県公告第 7 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 1 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び予定数量

熊本県庁舎で使用する電気 12,041,000 キロワット時

(2) 調達物品の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 使用期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

(4) 使用場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

(5) 契約の種類

単価契約

(6) 入札方法

ア 入札金額は、使用期間における電気料金の総額とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品の購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として、営業種目「物品（8）電力・燃料類①電力」に登録された者であること。

(2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者、又は同法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者。

(3) 平成 18 年度（平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで）において、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が 0.555（キログラム／キロワット時）未満であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(6) 3 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成 20 年 1 月 9 日（水）から平成 20 年 2 月 14 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(2) 提出場所

4 に記載のとおり

(3) 提出方法

4 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

4 契約条項を示す場所

熊本県総務部管財課施設係（県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-333-2089

5 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4 に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

- 平成20年1月9日（水）から平成20年2月27日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成20年2月28日（木）午前11時
- イ 場所
県庁行政棟本館10階1001会議室
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成20年2月27日（水）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- ※上記契約締結期限にかかわらず、契約締結事務は早期に完了するよう努めるものとする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を

履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(8) その他詳細は、入札説明書による。

(9) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased:

Electricity about 12,041,000kWh (kilowatt-hour) to be used in Main and New buildings of the Kumamoto Prefectural Government

(2) The term of a contract

From April 1, 2008 to March 31, 2009

(3) Date and place of tender

February 28, 2008, 11:00a.m.

1001 Room

(10th floor of Prefectural Government Main Building)

(4) Deadline for submitting tender by mail

February 27, 2008

(5) Language and currency to be used for tender

Japanese language and Japanese currency only

(6) Contact information

Property Management Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, 862-8570

Phone: 096-333-2089

登載依頼

熊交規公告第 1 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 1 月 9 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

交通信号機新設及び移設等設計委託 (No. 5)

(2) 委託業務の内容

入札説明書および仕様書のとおり

(3) 委託業務の期間

契約の翌日から起算して 40 日間

(4) 委託業務の場所

熊本市島崎三丁目 15 双子堤南西交差点外 28 箇所

(5) 予定価格

3,020,000 円

(6) 入札方法

ア 入札金額は、交通信号機新設及び移設等設計委託 (No. 5) に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 熊本県における電気工事又は調査・測量・建設コンサルタントに係る一般競争参加資格を有する者であること。

(3) 平成 14 年度以降、国 (公団を含む。) 又は地方公共団体 (公社を含む。) が発注する交通安全施設に係る電気工作物の設計を受注していること。

(4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(5) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

- (6) 5 の (3) の時点において、熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 5 年熊本県告示第 243 号）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中でないこと。
- 3 一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 20 年 1 月 9 日（水）から平成 20 年 1 月 17 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
4 に記載のとおり
- (3) 提出方法
4 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格の確認資料
入札参加希望者は、次に掲げる書類を申請書に添付して提出しなければならない。
ア 熊本県工事入札参加者資格認定通知書の写し
イ 平成 14 年度以降に契約した公共工事請負契約書の写し
ウ 経営事項審査結果通知書の写し
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-381-0110 内線 5555
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 20 年 1 月 9 日（水）から平成 20 年 1 月 17 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 20 年 1 月 23 日（水） 10 時 30 分から
イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県警察本部 201 会議室
- (4) 入札書の提出方法
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 20 年 1 月 22 日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 明らかに連合によると認められる入札
キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ク 2 以上の意思表示をした入札
ケ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。

- (6) 契約の締結
 ア 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
 イ 契約の締結期限
 落札者決定の日から 14 日以内とする。
 ウ 契約書作成の要否
- (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県選挙管理委員会告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項及び第 75 条第 5 項の規定に基づくその総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項に基づくその総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 20 年 1 月 9 日

熊本県選挙管理委員会
 委員長 岩 尾 映 二

その総数の 50 分の 1	29,938
その総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	316,146
その総数の 3 分の 1	498,959

熊本県選挙管理委員会告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数（40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成 20 年 1 月 9 日

熊本県選挙管理委員会
 委員長 岩 尾 映 二

選挙区名	
熊本市選挙区	155,017
八代市・八代郡選挙区	41,025
人吉市選挙区	9,969
荒尾市選挙区	15,563
水俣市選挙区	7,903
玉名市選挙区	19,460
天草市・天草郡選挙区	29,012
山鹿市選挙区	16,095
菊池市選挙区	14,113
宇土市選挙区	10,242
上天草市選挙区	9,279
宇城市選挙区	17,382
阿蘇市選挙区	8,174
合志市選挙区	14,066
下益城郡選挙区	11,129
玉名郡選挙区	12,829
鹿本郡選挙区	8,347
菊池郡選挙区	16,604
阿蘇郡選挙区	11,484
上益城郡選挙区	25,014
葦北郡選挙区	7,401
球磨郡選挙区	17,174

熊本県選挙管理委員会告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定に基づく選挙権を有するものの総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成20年1月9日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

熊本県有明海区	3,568 人
天草不知火海区	3,089 人

